

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工観光交流課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用許可の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町清水とふれあいの里設置条例施行規則第 3 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町清水とふれあいの里設置条例施行規則第 3 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町清水とふれあいの里設置条例施行規則 (許可の取消し)</p> <p>第 3 条 町長は、前条の規定による許可後に次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 不正な行為により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 使用目的を変更したとき。</p> <p>(3) 町長が管理運営上必要と認めて指示した事項に従わないとき。</p> <p>(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、施設等の管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p>2 前項の許可の取消しについて、条例第 3 条に基づく規定を適用する場合には、前項中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備 考	指定管理者が管理する場合は、指定管理者が基準の設定主体
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日